

要望書について

学生自治会では、新型コロナウイルス感染拡大によって継続的かつ不安定な忍耐を一方的に要求される学生の負担を少しでも軽減すべく、大学当局に対して「2020 年度要望書アンケート」（以下、学生アンケート）の結果を集約して得られた下記の各要望をまとめた要望書を提出しました。

（１）要望内容

- ① 大学における情報通信設備に関して、次の内容を実施すること。
 - I. 学内における Wi-Fi 利用環境を充実化させること。具体的な条件として各キャンパス内全域におけるスマートフォンでの Wi-Fi の日常的利用を可能にすること。
 - II. 全学生のコンピュータ必携化に向けたものとして、現在故障などに対し行われている動産補償サービスに加えて、コンピュータ購入等に際する経済的補償などを実施すること。
- ② 大学による各種経済支援に関して、次の内容を実施すること。
 - I. 経済支援制度の応募資格要件を緩和すること。具体的な条件として家計基準の収入条件をそれぞれ 100 万円ずつ引き上げること。
 - II. 新型コロナウイルス感染症拡大に係る経済支援を定期的実施すること。
- ③ 学生の支払う授業料に関して、次の内容を実施すること。
 - I. 例年の大学の総収入に対し、学生の授業料が占める割合を算出したうえで、今年度と前年度との大学の総支出の内訳を調査し、その違いを比較すること。
 - II. Iの結果を踏まえて、今年度において学生より支払われた授業料の使途が妥当である旨の説明を、学生に対し公表する形で行うこと。
- ④ 実験・実習以外の授業に関して、次の内容を実施すること。
 - I. 対面形式とオンライン形式のどちらで受講するかを学生各自で決められるように、各授業とも両形式での実施を原則とし、どちらの形式においても学習機会の格差を極力生じさせないように手配すること。
 - II. 各キャンパス内において、同期型オンライン授業に際する発言等の許される専用スペースを確保すること。
- ⑤ 入退館管理システムに関して、学生証などを活用した円滑に扱えるシステムを考

案し、大学内各施設にて実装・運用すること。

(2) 回答

①の I. と II. について、以下のような回答を大学当局側からいただきました。

- I. 学内での Wi-Fi 利用環境については、2022 年度の新大学開学に向けて検討しているところです。無線アクセスポイントは主に教育用途として教室・講義棟を優先して配備する方針としていますが、できる限りキャンパス内の広い範囲で Wi-Fi 接続ができるようにしたいと考えております。
- II. 大学内各部署に確認しましたが、2020 年度時点ではコンピュータ必携化が開始しておらず、コンピュータ購入等の経済的補償について、回答担当となる部署が確認できませんでした。コンピュータ必携化に係る対応については、今後も大学内で検討していきたいと思っております。

②の I. と II. について、以下のような回答を大学当局側からいただきました。

- I. 経済支援制度においては、国が実施する高等教育の修学支援新制度および大阪府が実施する大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度がありますが、この制度は国及び大阪府が制度設計している制度となるため、大学として要望に対応することは出来かねます。また、大阪府立大学が独自に実施する授業料減免においては、生活保護の基準を準用しているため、一律に収入条件を緩和することは出来かねますが、家計が急変した世帯においては家計急変後の収入において判定を行っており、これまでも学生の状況を確認しながら柔軟に対応しているところです。
- II. 新型コロナウイルス感染拡大の状況を見定めながら、修学の継続が困難な学生へ経済支援を検討していきます。

③の I. と II. について、以下のような回答を大学当局側からいただきました。

- I. 財務情報については、設置団体からの決算承認後に、法人 web ページにて公開予定です。
- II. 同上

④の I. と II. について、以下のような回答を大学当局側からいただきました。

- I. 大前提として、本学は通信制大学ではないため、大学の授業は主に教室等において対面で行うことを想定しており、これは法令や文部科学省通知でも定められていることです。また、本学としては、授業を提供することは高等教育機関として最も重要な要素の一つと考えていますが、それと同様に学生同士・教職員との授業や大学生活における学びあいや交流を通して得られるものも非常に重要視しており、学びの共同体としての場を提供することが本学の責務の一部と考えています。この考えは"with コロナ"の社会においても同じです。この考えに基づき、感染防止策を講じるなどして感染のリスクコントロールを行いながら、

学生の皆さんには可能な限り大学へ来て学んでいただきたいと思います。そのため、本学としては対面での授業を基本と位置付けており、オンライン授業については、感染防止策を講じながら対面で実施するよりも高い教育効果を得られる場合や、その他コロナに係る種々の制限により必要と認められる場合等において、限定的に用いることとしています。以上の理由により、本学では、対面形式とオンライン形式のどちらで受講するかを学生の皆さんで選択できる制度の運用は考えておりませんので、ご理解をお願いします。なお、基礎疾患等がありコロナに罹患した場合に重篤化する恐れがある等の事由を有する場合は、対面授業への出席に対する配慮措置を検討しますので、教育推進課までご相談いただくようお願いします。

- II. 本学では、学生がキャンパス内でオンライン授業を受講する際のスペースとして、各情報教育教室を指定しており、この教室では同期型オンライン授業での発話も可能です。但し、オンライン授業の受講中は、同じ教室の利用者の迷惑とならないように、イヤホンやヘッドセットを使って視聴することをお願いしております。利用可能な建物・部屋や時間等については、『情報利用環境ガイド』を確認してください。また、ご自身の学修用 PC 等を用いてキャンパス内でオンライン授業を受講する場合は、ラーニングコモンズ等で全学無線 LAN に接続してオンライン授業を受講することが可能です。全学無線 LAN への接続方法やサービスエリア等の詳細については、『情報利用環境ガイド』を確認してください。

⑤について、以下のような回答を大学当局側からいただきました。

入退館管理システムについて、ご不便をお掛けしまして、誠に申し訳ございません。また、回答のご協力を賜りましてありがとうございます。さて、ご要望の件について、学生証を活用したシステムとしては出席管理システムがありますが、この一年間の新型コロナウイルス感染症の知見を得て、例え学生の皆さま全員が出席管理システムへの入力を実施していたとしても、教室単位での記録では情報が不十分であることが分かりました。昨年度新たに運用いたしました入退館管理システムについても同様に、建物単位の記録では不十分でした。つきましては、令和3年度からは、授業等においては各教室での座席を把握する、また座席の分かる研究室においては各研究室での入退室管理に置き換える、加えて、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用をこれまで以上に推奨することとし、本システムの運用は見直すことといたしました。引き続き、学生の皆さまの新型コロナウイルス感染症対策へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。